

令和5年10月18日

四万十町議会
議長 味元 和義 様

四万十町社会教育委員会 委員長
四万十町図書館協議会 会長
四万十町立美術館運営審議会 副会長
元「四万十町文化的施設検討委員会」有志
任意団体 育つ会とおわ 会長

四万十町文化的施設の請負契約議案否決に対する意見書への対応について

去る令和5年10月11日、私たち5団体は四万十町議会に対して標記の意見書を提出し、文化的施設整備計画の見直しについて議会としての考えをお示しいただき、また、今回の議決について意見を交換するための議会報告会を早急（四万十町社会教育委員会及び任意団体育つ会とおわからの意見書では10月中）に開催されるよう強く求めました。

四万十町の最高規範とされる四万十町まちづくり基本条例に基づき制定された四万十町議会基本条例第5条第7項には「議会は、議決事項及び議会の運営について町民へ説明する責務を有する。」とあり、また同条例第6条には「議会は、町政全般の諸課題に柔軟に対応するため、町民と自由に意見を交換する議会報告会を行うものとする。」とあるため、文化的施設の請負契約議案否決という四万十町の今後の文化政策に大きな影響を及ぼす重要課題につき、議会報告会を開催し町民と意見交換を行うことは、まさに議会の責務と言えます。

私たち5団体は、令和5年10月11日の全員協議会で確認されていたような「町民全体との意見交換の場」が議会から提案された場合、勿論参加しますが、先ずもって10月末までに私たち5団体（合同）と議会による意見交換を行うことを強く求めます。また、議会組織としての対応が難しい、議会組織としての対応となると時間を多く要するというのであれば、請負契約議案に反対された9名の議員との報告会、意見交換会とされましても問題ありません。私たち5団体は、正規の手順を踏んで議長に面会を申し出、私たちの想いと共に文書をもって意見書を提出させていただきました。議会はこれに応える責務があるものと考えます。

令和5年10月11日の全員協議会では、議会報告会の開催をはじめとする意見書への対応の見通しが立たず終了となりましたが、意見書の提出後、今日に至るまで未だに議会から今後の対応についての返答は一切ありません。本件に関して時間を置くことを私たちは望

んでいません。早急に議会の対応を示されるべきです。町民に対しての真摯な対応を要望します。

意見書の質問事項に対し、速やかに回答ができない状況であれば、その理由を明確に文書にて10月末までにお答えください。あわせて、今現在の状況において、どのように本件に対応していくのか、今後のスケジュールと共に、速やかに示されるよう重ねて要望します。